

12.5 院内ヒアリング「原発・核燃サイクルの即時中止を！」 質問項目(案)

I. 高レベル廃液の安全保管について

【背景】現在、東海再処理施設に 338 m³、六ヶ所村再処理工場に 223 m³もの高レベル廃液を貯蔵・冷却しているが、そのガラス固化に失敗している。1 m³が漏れるだけで広範囲に深刻な汚染（多くの死者を含む）をもたらす。日本は英仏と異なるガラス固化方式を採用し、失敗している。

- I.1 (1) →規制庁
- I.1 (2) + I.2 →経産省
- 規制庁
- 経産省 規制庁
- I.1 (1) (1) 今年 2 月に日本原燃の増田社長は「ガラス固化は 2013 年 6 月以降手がついていない。担当した技術職員が現在はおらず技術も継承されていない」旨発言している。この実態をどうとらえているか。(2) これまで失敗を続けている日本方式にこだわらず、事態の深刻さを受け止め、より真剣に現実的な方式—英仏で行われている AVM 法（ロータリーキルン・高周波誘導加熱方式）—を検討すべきと考えるが、検討の予定はあるのか。
 - I.2 英国・仏国はこれまでどれくらいの量の高レベル放射性廃液をガラス固化したのか。
 - I.3 重大事故の一つとして蒸発乾固が挙げられるが、蒸発乾固後にできる生成物（放射性物質）の溶融、揮発、爆発、貯槽損傷に対してはどのような対策が考えられているか。
 - I.4 旧西独原子炉安全研究所の「IRS-290 報告」のように、再処理工場の重大事故の環境汚染シミュレーションを行い、公表すべきではないか。

II. 原発・核燃施設は地震や火山噴火に耐えられるのか

【背景】災害大国日本の中でも最も甚大な被害をもたらす火山の対策について、根本的にその位置づけが低いと考えられる。大山の火山灰の層厚が京都で 25cm 程度になるという新知見を踏まえ、原子力規制委員会は今年 6 月 30 日に「大規模な噴火を想定した設計に変更することおよび設置変更許可申請の提出」を行うよう関電に命じた。

II.1 (1) 地震対策のように「推本」がないのはなぜか。(2) 火山対策の予算は地震対策に比して低いのではないか。過去 5 年間の、地震・火山対策両者の予算を明示してください。【←要望扱い】

II.2 六ヶ所村再処理工場の敷地内で北八甲田火山群からの甲地軽石などの層厚が 55cm と想定されているが、気象庁の資料「降灰の影響及び対策」によると、55cm の降灰があるとすべてのライフラインは停止する。(1) そのような非常事態で、非常用ディーゼル発電機のフィルター交換作業をはじめとする対策を十分な人員で確実に実施できるのか。(2) 「55cm」の試算およびこれに対する日本原燃の対策を規制委はどう評価しているか。

II.3 (1) 現在日本には 112 の活火山があると言われるが、数十万～百万年という火山の寿命を考慮すれば「活火山」以外の「待機火山」（巽好幸・神戸大学海洋底探査センター教授）を無視できないのではないかと。「待機火山」も火山影響評価ガイド（以下、「火山ガイド」）に反映する必要性について規制委はどのように考えているか。

II.4 規制庁が昨年 3 月まとめた「…〔前略〕火山影響評価ガイドにおける…〔中略〕…基本的な考え方について」（以下「基本的考え方」）には、「…運用期間中に巨大噴火が発生するという科学的に合理性のある具体的な根拠があるとはいえない場合は、少なくとも運用期間中は、「巨大噴火の可能性が十分に小さい」と判断できる」とあり、そしてほぼ同様の文言が火山ガイド改定案（4.1 設計対応不可能な…）に組み込まれている。(1) 「基本的考え方」で示された「判断」の仕方は、そもそもの火山ガイドラインの「…〔略〕可能性が十分に小さいと評価できない場合には、原子力発電所の立地は不適」という判断姿勢と矛盾するものではないか。(2) 現在の火山学の知見では、原発の運用期間中に巨大噴火が発生するという「科学的に合理的な根拠」を示すことは不可能。また、原子力事業者が自らそのような「具体的根拠」や評価材料を原子力規制委員会に示すことは期待できない。必然的に、「リスクは無視できるほど小さい」という結論にしかならないのではないかと。

規制庁

III. プルトニウム(Pu)削減、なぜ核燃料サイクルを止めないのか

【背景】 プルサーマル計画は現在全く計画通りに進んでいない。今後、特定重大事故対策施設をはじめとする安全対策で各原発の再稼働はさらに遅れると考えられる。そうなれば、Pu の削減は滞る。また、六ヶ所村再処理工場の 2021 年運転開始は無理だろう。ずるずる引き延ばしている間に天災に襲われるよりは、今、サイクル中止の決断をすべきだろう。

経産省

III.4 (1) については
原子力委員会

- III.1 回収された Pu は再処理後何年くらい経つと軽水炉用 MOX 燃料に加工できなくなるか？
- III.2 (1) 日本国内には軽水炉用 MOX に使用する計画のないプルトニウムは存在するか？ (2) 使用済み MOX については今年のエネルギー基本計画においても「処理・処分」という形で、処分の可能性も含めている。続ける意味はどこにあるのか？
- III.3 今後、乾式貯蔵が進めば、使用済み燃料は核サイトに貯蔵し、六ヶ所の再処理が不要になるのではないか。
- III.4 経産省資源エネ庁は過去の院内ヒアリングにおいて、プルトニウム利用計画については「電事連が六ヶ所村再処理工場の竣工までに示すことになっている」旨答弁したが、核燃料サイクルが国の政策であるという事実に照らせば、そのような事業者任せの態度は非常に無責任ではないか。(1) 原子力委員会が昨年「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」において「削減」を目指す姿勢を示された以上、国（例えば原子力委）が Pu 利用・削減計画を出すべきではないか。(2) 英仏に預けている Pu の保管料についても、国が責任をもって把握してしかるべきではないか。保管料はいくらか。
- III.5 英国保管分 Pu の英国への所有権移転について、現在どのようなことが話し合われているのか。

IV. 核燃料サイクルの経費

経産省

経産省
文科省

会計
検査院

- IV.1 電気料金に組み込まれている再処理等費用負担金額は、現時点で kWh あたりいくらなのか。電力会社ごとに異なると思うので、電力会社ごとの数字を提示していただきたい。
- IV.2 六ヶ所にある劣化ウランおよび回収ウランの「試算」価値をどのように見積もっているかそれぞれ具体的に明示していただきたい。
- IV.3 バックエンド事業費（再処理工場の操業廃止、再処理で発生する TRU の地層処分の費用など）のうち、国民の税金と電気料金からの徴収分がそれぞれどこに使われているのかを明示せよ。
- IV.4 米国 GAO は、原子力政策に対して積極的な勧告や検査・調査報告の公開を続けている（例：サウスカロライナ州サバンナリバー・サイトにおける MOX 燃料加工施設のライフサイクルコストの評価など）。こうした積極的な評価活動の背景には、民間事業に対しても情報要求などの介入をすることで、政策全体を判断する根拠を得やすい仕組みがあるためだろう。しかし日本の会計検査制度では、税金の投入割合が半分以下の民間事業には原則触れられないような状況となっている。そのため原子力発電コストや核燃料サイクルの包括的コスト評価が未だにしっかり解明できてない。(1) 米国との法整備上の違いや会計検査院の位置づけの違いなどを教えていただきたい。(2) 日本の会計検査制度が積極的に政策評価に係わることを妨げているのは何なのか、(3) それを改善するにはどうすることが必要なのかを具体的に明示いただきたい。
- IV.5 衆参議会や各院の委員会から要請があれば、核燃料サイクル政策の有効性や効率性などに関する調査を実施することはあり得るのか。